

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

C

1. 身体障害(以下、障害)により事実上投票が困難な者に対して郵便等による不在者投票(以下、単に、不在者投票)を障害の種類と等級のみの判断・区別に
5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
よって認めないに職選挙法(以下、法)49条2項及びこれを受けた法施行令59条の2 1項は、この
よう者の選挙権を侵害するとして、憲法5条を
違反しているが、1項に違反しないが、
2. 国政選挙法15条1項は、国政選挙における
選挙権を当然に保障する。ここで選挙権の保障は、
国家が国民の選挙権を侵害する行為を禁止するのみならず、国会が
選挙事項を定める(憲法47条)にあたり、議会制民主主義
主義(憲法44条)各国民が選挙権を行使して
選挙を行うことが可能となるようにしなければならないことと意味する。なぜならば、
15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
1. 身体障害により事実上投票が困難な者(A3という)は、不在者
投票は認められないことにより、投票ができな
なっているから、その選挙権に制約を受けているといえる。
3. 選挙権の制約が正当化される場合について、
古い判例には、選挙事項法定主義(憲法47条)を
理由に国会に広範な裁量権がある旨を言うものも
あったが、選挙権は、議会制民主主義の根幹とし
て重要な権利であり、また、一度法律により選
20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
選挙事項を定める国会の議員が選挙、その選挙
事項に関する制度に従って選挙されるという構造上、
一度国会に広範な裁量があると解した場合、
一度制度がゆがめられれば民主主義による自

何故そう言うのか
一言ほしい。

問題提起。

投票権(選挙権)の
保障言及Q

以下利用しない
不要。

誤字

1 ページ

裏面へ

5 的な修復は不可能ないし極めて困難となりうる
のであ~~る~~から、むしろ、その制約は原則行~~う~~
ことはできず、やむにやまれぬ目的のために、必要
最低限度の制約のみが例外として許せらるること
が解すべきである。そして、ここで~~一~~の目的は、ある
~~2. 2. 4. の基準~~

こう言いたいように。
在外国債の利率
が低くしに低い

自説内容と利率
等しいようにする。
利率の対比が
どうなるか評価が
ある。この不利。

10 ことについて、これを制約しなければ、証券の買手が不
可能ないし著しく困難となる~~ため~~、場合に証券の
買手をも確保することに限られる。

15 4. ~~本件~~これを本件で考える。法59条2項等の目的は、
は、~~証券~~証券の買手たる国民に~~証券~~の投資の機
会を確保しつつ、その基準を明確にすることである。本件で
は、~~同一性が問題であるから、これを更に考~~
~~える。後に、何らの基準も与えずに~~
在外投資を認めれば、証券郵便の開封等に関
して多大な事務上の労力が~~生じ~~、証券制度が
国家にとって過度の負担を強い、~~これは~~極めて
困難となるから、一定の基準を~~与え~~与えることは
やむにやまれぬ理由がある。

それだけ?

この理由が
やむにやまれぬ
理由となるのか?

20 次に、基準が目的のために必要不可欠か。基準は、
対象を過度に大きくしないためであるから、必
ずしも、投資所に行くことが極めて困難ないし不可能
な者に限る必要はない~~ため~~、~~したがって~~、~~そうすると~~、~~証券の~~
証券を除外する法の制約は、その限度を超えるもので
あり、正当化されない。

判断基準を
おこなうのか?

どうなの?

どうすれば
基準を設けるのか?
これはどうなの?
この理由で
基準を設けるのか?
自説を主張し

25 5. 以上より違憲である。

6. なお、証券等段における別は、基準を客観的に
し、買手判断に本来的につくまわしを~~と~~とるべきである。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

不要。
なるのは?

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

- 判例に言及していないこととみかねる答案です。
- 判例への対比ができていません。
- 判断基準として示したものとあてはめがズレています。
- 説得的なあてはめになっていないです。

5

10

15

20

25